様式第3号（第5条関係）

標準公告例［共同企業体用］

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下｢令｣という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

　　　　　　　年　　月　　日

産山村長　　　　　　　　印

1　一般競争に入札に付する事項

⑴工事名

⑵工事場所

⑶工事概要　　　（規模、構造、工法等を記載すること。）

⑷工期　　　　　約　　月間（約　　　日間）

⑸予定価格　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含まない）

⑹本工事は、建設工事を係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務に付けられた工事である。

2　入札参加者の資格（次に掲げる項目すべて該当すること）

⑴本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。

⑵特定建設工事共同企業体の構成員に必要な資格は、次のとおりである。

(ア)産山村建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ)　　　工事において経営事項審査結果の総合評点(P)が　　点以上の者であること。

(ウ)熊本県内に本店又は主たる営業所（建設業法第7条第1号による経営業務の管理責任者を置く営業所）を有すること。

(エ)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）を受けていること。

(オ)建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業許可を受けていること。

(カ)対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(キ)過去10年以内に、元請負として　　　工事を施工した実績を有すること。

(ク)産山村及び熊本県内の自治体から入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。

⑶共同企業体の資格要件

(ア)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、対象工事に専任で配置できること。

（ア）　　　　　資格を有する者であること。

（イ）理技術者にあっては、監理技術者資格証を有する者であること。

（ウ）過去10年間以内に当該工事と同種工事の経験を有する者であること。

3　入札参加資格の確認等

⑴　入札を参加する者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1号、以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（別紙様式2号、以下「資料」という。）各1部を次に掲げる日時及び場所に提出（持参とする。）し、一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第8号又は様式第9号。以下「確認結果通知書」という。）の交付を受けなければならない。

(ア)申請書等の受付日時、場所

・日時　　年　　月　　日（　）～　　年　月　日（　）(村の機関の休日を除く)

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

・場所

(イ)申請書、資料の作成説明会

実施しない

下記により実施する。

・日時　　年　　月　　日（　）時から

・場所

(エ)競争入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、確認結果通知書により、原則として8日（土、日及び祝日を除く）以内に回答する。

⑵　競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、簡易な内容確認を除き書面をもって説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、　　年　　月　　日までに、契約主管課長に書面を持参して行わなければならない。

⑶　受付日時までに申請書及び資料を提出しない者、又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

4　図面及び仕様書の閲覧等

⑴　図面及び仕様書は申し出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸出しも実施する。

・期間　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（村の機関の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

・場所

・　　　部を閲覧又は一時貸出しとする。

⑵　設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面を持参又は郵送により行うこと。なお、電送によるものは受付しない。

・質疑受付期間　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

・書面の提出先

・回答閲覧期間　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

・回答閲覧場所

5　現場説明会

実施しない

下記により実施する。

・日時　　年　　月　　日（　）時から

・場所

6　入札手続等

⑴競争入札執行の日時及び場所

・日時　　　年　　月　　日（　）午前　　時

・場所

⑵入札方法等

(ア)確認結果通知書の写しを提出すること。

(イ)入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(ウ)落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ)見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

⑶入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　請負代金額の10分の1以上納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに産山村競争入札心得（平成14年産山村要領第2号）第8条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑸落札の無効に関する事項

落札者が落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に仮契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

⑹当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

⑺入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7　その他

⑴談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

⑵談合の情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

⑶提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしないものとする。

⑷本工事の担当課は次のとおりとする。不明の点については照合すること。

・契約担当課

・工事担当課

|  |
| --- |
| ※標準公告の競争入札参加資格要件等については、工事の規模や技術的難度を考慮し、委員会に諮り適宜追加変更削除するものとする。〔公告時には、この項目を削除すること。〕 |